

＊ ＊「週休2日」試行工事実施要領の改正概要について＊ ＊

鹿児島県が令和7年8月1日付けで「週休2日」工事実施要領を改定したことに伴い、鹿屋市の「週休2日」試行工事実施要領の改正を行いました。

当改正の対象は、建設部、上下水道部が所管する事業及び営繕事業の工事となります。

鹿屋市の R7.8.1 改正要領	主な改正内容
・鹿屋市「週休 2 日」試行工事(発注者指定型) ・鹿屋市「週休 2 日」試行工事(受注者希望型) ・鹿屋市営繕事業における「週休 2 日」試行工事実施要領	・通期の4週8休は必須となり、補正係数を廃止 ・月単位の4週8休の補正係数を縮小 ・週単位の週休2日(完全週休2日)の取組については、農業土木・森林土木の 10 月改正に合わせて、新設予定

＊ ＊週休2日の補正係数＊ ＊

【工事費の積算】

- 建設部、上下水道部及び営繕事業では通期の4週8休が必須となり、次の仕様に変更します。
 - ・ 通期の補正係数 ⇒ 下表のとおり廃止
 - ・ 月単位の補正係数 ⇒ 下表のとおり補正係数を変更
 - ・ 土木工事の週休2日補正の設計書積算条件「4週8休(通期)」表示 ⇒ 「補正なし」表示
 - ・ 上水道工事の設計書の労務費基準欄「4週8休補正(通期)」表示 ⇒ 空欄
- 「発注者指定」は、通期の4週8休で予定価格を作成し、達成状況により変更する取扱いとは従来どおりですが、見積の際には下記のとおりご注意ください。
 - ・ 建設部、上下水道部 ⇒ 通期の4週8休の補正係数「廃止」
 - ・ 農林商工部 ⇒ 通期の4週8休の補正係数「従来どおり変更なし」
- 「受注者希望」は、達成状況に応じて補正係数により変更する取扱いは従来どおりです。

主な項目	改正前(～R7.7)		改正後(R7.8～9)	
	通期	月単位	通期	月単位
上下水道部、建設部の事業(営繕を除く)	労 務 費:1.02 機械経費(賃料):1.02 共通仮設費:1.02 現場管理費:1.03	労 務 費:1.04 機械経費(賃料):1.02 共通仮設費:1.03 現場管理費:1.05	廃止	労 務 費: 1.02 共通仮設費: 1.01 現場管理費: 1.02
営繕事業	労 務 費:1.02	労 務 費:1.04	廃止	労 務 費: 1.02
(農林商工部の事業のうち、) 農業土木	労 務 費:1.02 機械経費(賃料):1.02 共通仮設費:1.02 現場管理費:1.05	補正係数なし	従来どおり変更なし (R7.10 改正予定)	
(農林商工部の事業のうち、) 森林土木	労 務 費:1.05 機械経費(賃料):1.04 共通仮設費:1.04 現場管理費:1.06	補正係数なし		

【工事成績評定】

提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者(実施者)側に通期の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合、又は受注者(実施者)の責により通期の週休2日を確保できない場合については、必要に応じて、点数を減ずる措置を講ずる。また、対象期間において、月単位の週休2日以上を取組を達成した場合は、「工程管理」及び「創意工夫」の項目で加点対象として評価する。